

○山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会規則

平成17年3月22日

規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、12人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体の関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域の社会資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 在宅介護支援センター等の福祉関係団体の関係者
- (5) 地域ケアに関する学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第6条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第18号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第30号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月3日規則第36号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。